



- (1) お客様は、本規約に同意の上、「アンサーサービスチケット購入申込フォーム」（以下、「申込フォーム」）より本アンサーサービスチケットの購入を申し込むものとします。なお、FLIP コンソーシアムは、お客様が本アンサーサービスチケットを購入したことで本規約に同意したものとみなし、お客様は、それをあらかじめ同意の上、本アンサーサービスチケットを購入することとします。
- (2) お客様は、申込フォームにおいて、アンサーサービスの言語を日本語または英語から選択するものとし、本アンサーサービスチケットの購入後に言語を変更することはできません。
- (3) お客様は、お客様が使用する以外の目的のために本アンサーサービスチケットの購入を申し込むことはできません。
- (4) 本規約第 3 条（6）の場合を除き、お客様以外の第三者が、お客様の代わりに本アンサーサービスチケットの購入申込に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。

### 3.（料金、支払い、納品方法）

- (1) 本アンサーサービスチケットの料金（以下、「チケット料金」）は、FLIP コンソーシアムのウェブサイト（<https://www.flip.or.jp>）内および FLIP コンソーシアムが発行する様式の見積書または請求書にて定めるものとします。
- (2) お客様は、前項に定めるチケット料金について、クレジットカード決済または銀行振込等のいずれかを選択の上、請求書に記載された金額の全額を支払うものとします。なお、請求書に振込期限の記載がある場合は、その期限までに振込むものとします。
- (3) 前項においてクレジットカード決済を選択するお客様は、以下について同意することとします。
  - ① FLIP コンソーシアムは、チケット料金のクレジットカード決済に必要な業務を決済代行業者に委託します。
  - ② 支払いに関する事項については、お客様は、お客様とクレジットカード会社との間の約定に従うものとします。
  - ③ チケット料金のクレジットカード決済方法は、一括払いのみとします。
- (4) チケット料金の支払い方法として、クレジットカード決済を選択したお客様は、お客様のメールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが送信する電子メールに記載の決済期限日までに、同電子メールにおいて通知する URL へアクセスの上、クレジットカード決済の手続きを行うこととします。
- (5) チケット料金の支払い方法として、銀行振込等を選択したお客様は、銀行振込等にかかる手数料は、全てお客様の負担とします。
- (6) 本規約第 2 条（4）に定めに関わらず、FLIP コンソーシアムが認める場合に限り、FLIP コンソーシアムとお客様およびお客様以外の第三者との間で、別途、覚書を締結することで、チケット料金の支払い手続きをお客様以外の第三者が行うことができるものとします。
- (7) 本条（8）の場合を除き、FLIP コンソーシアムは、チケット料金の全額について、①お客様の行ったクレジットカード決済がクレジットカード会社により承認されたことを FLIP コンソーシアムが確認した後、または、②お客様からの銀行振込等による支払いを FLIP コンソーシアムが確認した後、申込フォームに入力されたお客様の電子メールアドレス宛てにチケット番号が記載された通知書（以下、「チケット番号通知書」）を送信します。
- (8) 国内取引かつ日本国内の教育機関、公的研究機関の法人、団体、教職員、研究員、学生のお客様が公費でチケット料金を支払う場合、原則として、FLIP コンソーシアムが申込フォームに入力されたお客様の電子メールアドレス宛にチケット番号通知書を送信した日の次月末日までにチケット料を支払うことができるものとします。

#### 4. (チケット利用者の登録)

- (1) お客様は、申込フォームにて、本アンサーサービスチケットの利用者（以下、「チケット利用者」）を以下のとおり、登録することとします。
  - ①お客様が個人の場合は、お客様本人をチケット利用者として登録します。
  - ②お客様が法人または団体の場合は、同一法人または団体に所属する個人 1 名をチケット利用者として登録します。
- (2) お客様がチケット利用者の連絡先として登録できる電子メールアドレスは、チケット利用者が単独で使用する電子メールアドレスに限り、複数人が共有するメールアドレスは登録できません。



- (3) 法人または団体のお客様がチケット利用者の変更を希望する場合、お客様は FLIP コンソーシアムに変更内容を電子メール等で通知することにより、チケット有効期間内に最大 5 回まで変更することができます。

#### 5. (キャンセル、返品)

- (1) お客様が、本アンサーサービスチケットの購入のキャンセルを希望する場合は、速やかに電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムにその旨を申し出て FLIP コンソーシアムの承諾を得ることとします。なお、FLIP コンソーシアムがお客様のキャンセルを承諾する場合においても、お客様からの本アンサーサービスチケットの購入申込みおよびキャンセルに関して発生した費用がある場合は、お客様は、その費用を FLIP コンソーシアムに支払うことに同意するものとします。
- (2) 本条 (3) の場合を除き、お客様が本アンサーサービスチケットに関する料金をクレジットカード決済後、または、銀行振込等を行った後は、本アンサーサービスチケットの購入をキャンセルまたは返品することはできません。
- (3) 前項に関わらず、個人のお客様については、本アンサーサービスチケットを利用する前に限り、FLIP コンソーシアムがチケット番号通知書をお客様の電子メールアドレスに送信した日より 14 日以内に電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムに返品を申し出ることができます。FLIP コンソーシアムは、お客様が本アンサーサービスチケットの購入時に選択した支払い方法に応じて、クレジットカード決済の場合はクレジットカード会社経由にて返金、また、銀行振込等の場合はお客様の指定する銀行口座へ返金することとし、返金額は、お客様が既に支払ったチケット料金から銀行振込等の場合は銀行振込等にかかる手数料を差し引いた金額とします。

#### 6. (アンサーサービス)

- (1) チケット利用者は、FLIP プログラムの一般的な使用方法に関する質問をチケット有効期間内に 5 件まで、専用フォームにより送信することができます。なお、お客様が法人または団体の場合は、FLIP コンソーシアムに登録したチケット

利用者が同一法人または団体内の質問者からの質問を取りまとめ、質問を送信することとします。



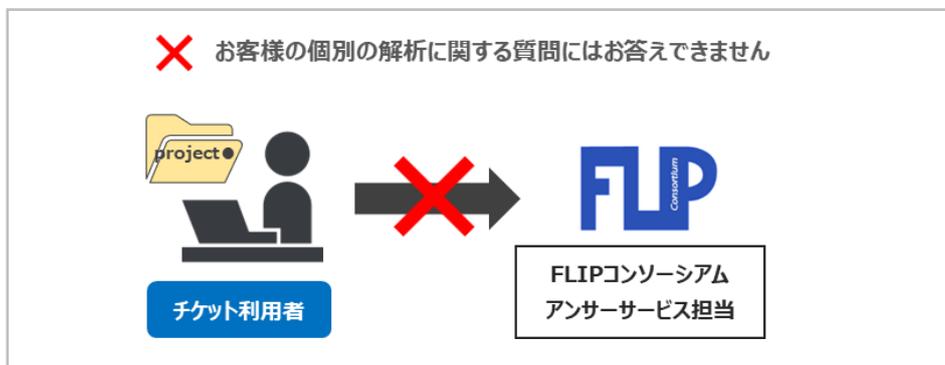
- (2) FLIP コンソーシアムは、お客様から送信された質問内容および件数について、チケット利用者のメールアドレス宛てに確認のメールを送信の上、チケット利用者の承認を受けた後、原則として 14 営業日以内に、質問の回答をチケット利用者のメールアドレス宛てに送信します。なお、混雑状況等により回答に時間を要する場合があることをお客様はあらかじめ同意するものとします。
- (3) アンサーサービスの対象となる FLIP プログラムのバージョンは、お客様に提供されているバージョンの FLIP プログラムのみとします。
- (4) アンサーサービスへの質問の件数は、質問が同一の案件であるか、また、チケット利用者が FLIP コンソーシアムに専用フォームを送信した件数に関わらず、アンサーサービスへの質問 1 つにつき 1 件として扱われ、FLIP コンソーシアムがチケット利用者に 1 つ回答するごとに数えられます。質問の件数は、本条 (2) に定めたとおり、FLIP コンソーシアムが回答前にチケット利用者宛てに確認することとし、FLIP コンソーシアムが通知した質問件数に異議または訂正がある場合は、チケット利用者は、その際に FLIP コンソーシアムに申し出ることとします。なお、いかなる場合であっても、チケット利用者が FLIP コンソーシアムに質問件数を承認した後は、件数を訂正することができないことをお客様はあらかじめ同意するものとします。



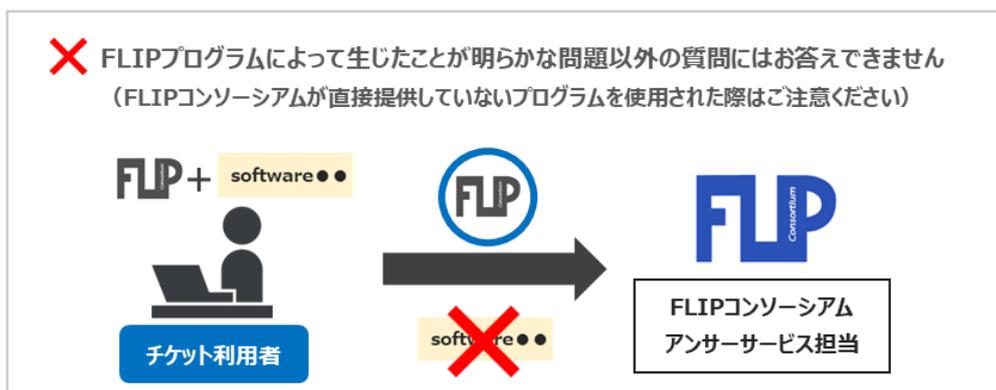
- (5) 同一法人または団体に所属している場合であってもチケット利用者以外の質問者からアンサーサービスに直接質問を送ることはできません。



- (6) アンサーサービスにおいて、FLIP コンソーシアムが回答のために必要とする情報（質問に関係する問題発生時に使用した FLIP プログラムの名称およびバージョン、PC の OS やネットワーク環境、その他、FLIP プログラム以外のソフトウェア等に関する情報を含む）があった場合、お客様はそのすべてを提供する必要があるものとし、その情報が提供されない場合、FLIP コンソーシアムの回答範囲に制限が加えられることに同意するものとします。
- (7) アンサーサービスへの質問内容は、FLIP プログラムの一般的な利用方法に関するものに限り、解析内容の妥当性、解析データの確認、不具合・エラー原因の特定等のお客様の個別の解析ケースに関する質問には一切回答できないことをお客様はあらかじめ同意の上、アンサーサービスを利用するものとします。



- (8) アンサーサービスでは、FLIP コンソーシアムがお客様に提供した FLIP プログラムによって生じたことが明らかな問題以外の質問には回答できません。他社製品等の FLIP プログラム以外の製品を使用した解析に関する質問の場合、FLIP プログラムに起因すること以外の問題は、アンサーサービスの範囲には含まれないことをお客様はあらかじめ同意の上、アンサーサービスを利用するものとします。



- (9) アンサーサービスは、お客様において発生した問題の解決を保証するものではありません。お客様は、質問に対する FLIP コンソーシアムからの回答により、お客様において発生した問題が解決しない場合があることをあらかじめ同意の上、アンサーサービスを利用するものとします。
- (10) お客様は、お客様がアンサーサービスへ送信した質問内容がよくあるご質問（FAQ）として、FLIP コンソーシアムのウェブサイト内に掲載されることがあることをあらかじめ同意の上、アンサーサービスを利用するものとします。

## 7. (チケット有効期間およびチケット番号の管理)

- (1) 本規約第 1 条 (3) に定めるチケット有効期間について、FLIP コンソーシアムは、お客様の利用開始日を登録の上、管理します。
- (2) FLIP コンソーシアムは、アンサーサービスへの質問の回答をチケット利用者のメールアドレス宛に返信する都度、お客様のチケット有効期間およびお客様に発行されたチケット番号とアンサーサービス利用日を書面（以下、「チケット利用状況通知書」）にて通知します。
- (3) 前項の定めにより FLIP コンソーシアムが発行したチケット利用状況通知書に記載のお客様のチケット有効期限等の内容に誤りがあった場合、または、お客様の認識と異なる内容であった場合、お客様は、FLIP コンソーシアムがチケット利用者のメールアドレス宛に回答を送信した日（以下、「回答日」）より、原則として 14 日以内に電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムに訂正を申し出ることができます。FLIP コンソーシアムは、お客様の申し立ての正当性が確認できた場合に限り、回答日にお客様に通知したチケット利用状況通知書を訂正します。
- (4) FLIP コンソーシアム側のメールサーバー、web フォームサービス等の問題により、お客様が専用フォームにより質問を送信した日時と FLIP コンソーシアムがお客様の質問を受信した日時乖離、遅延が生じた結果、お客様のアンサーサービス利用日が一日以上変わる場合、お客様は、原則として回答日より 14 日以内に電子メールまたは文書にて FLIP コンソーシアムに訂正を申し出ることができます。FLIP コンソーシアムは、お客様の申し立ての正当性が確認できた場合に限り、お客様のアンサーサービス利用日を訂正します。
- (5) チケット有効期間は、延長または更新されません。お客様が購入したチケット有効期間の終了日以降も本アンサーサービスチケットの使用を希望する場合は、本規約第 2 条に定める方法により、新たに本アンサーサービスチケットの購入を申し込むこととします。
- (6) いかなる場合においてもチケット有効期間内に使用されなかったチケット番号は無効となり、お客様が新たに購入した本アンサーサービスチケットに充当する等、チケット有効期間を越えての使用はできません。
- (7) お客様がチケット番号通知書またはチケット利用状況通知書を紛失した場合、FLIP コンソーシアムは、チケット有効期間内に限り、原則としてお客様が本アンサーサービスチケットの購入申込時に FLIP コンソーシアムに通知したメールアドレスから送信された電子メールによる依頼を受けて再発行します。

## 8. (制限事項)

- (1) 本アンサーサービスチケットの使用権は、本アンサーサービスチケットを購入したお客様である法人、団体または個人に対して与えられており、お客様は本アンサーサービスチケットの全部または一部を第三者に譲渡、頒布、貸与または販売したりできません。
- (2) 法人または団体のお客様が本アンサーサービスチケットを使用できる範囲は、単一の法人格内とし、子会社、関連会社、関係会社、グループ会社等、その呼称にかかわらず、法人格を別とする法人は含まれません。

## 9. (保証および免責)

- (1) FLIP コンソーシアムは、いかなる場合においても FLIP コンソーシアムの提供したアンサーサービスの結果および回答内容の使用により生じたお客様の直接的および間接的損害（利益遺失、事業中断、情報消滅など金銭的および精神的損害を含みますがそれに限定されません）に対し、そのような損害が出る可能性を知っていたか否かに関わら

ず、いかなる責任も負わないものとします。

(2) FLIP コンソーシアムは、アンサーサービスの提供手段としての通信の問題(FLIP コンソーシアム以外の事業者による情報漏洩事故や回答の不着事故などを含む)について、いかなる責任も負いません。

(3) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの都合により本アンサーサービスチケットを継続実施することができなくなった場合、お客様の事前の許可および通知なしに、本アンサーサービスチケットを中止または終了することがあります。

#### 10. (本アンサーサービスチケットの使用権の終了および解除)

(1) 本アンサーサービスチケットの使用権は、お客様のチケット有効期間の終了日をもって終了します。

(2) 前項にかかわらず、お客様が本規約のいずれかの条項に違反した場合、FLIP コンソーシアムは催告なしに直ちにお客様の本アンサーサービスチケットの使用権を解除できるものとし、当該解除によりお客様に生じた損害について、FLIP コンソーシアムは一切の責任を負いません。また、お客様が支払い済みのチケット料金は、一切返金されないものとします。

(3) いかなる理由であれ、本アンサーサービスチケットの使用権が終了した場合または解除された場合、お客様は、直ちに本アンサーサービスチケットの使用を中止することに同意するものとします。

(4) お客様のチケット有効期間内においても、本アンサーサービスチケットの使用権は、次の場合に消滅します。

① お客様が死亡し、または解散したとき

② 法人、団体のお客様に以下の事由が生じたとき

イ 合併における消滅会社となり、または、株式交換もしくは株式移転における完全子会社となった場合

ロ 会社分割または事業譲渡により本契約による使用権の全部もしくは一部を第三者に承継しようとする場合

ハ 株主が 2 分の 1 を超えて変動した場合

ニ 役員の変動その他の事由により実質的支配関係に変更または著しい経営環境の変化が生じたとき当法人が判断する場合

#### 11. (不可抗力)

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因する本アンサーサービスチケットの履行不能、もしくは遅延に関して、責任を負いません。その場合、お客様は、FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、本アンサーサービスチケットの終了または一時中止に応じるものとします。

#### 12. (個人情報の取扱い)

FLIP コンソーシアムは、本規約第 6 条（10）に定める情報を除き、本アンサーサービスチケットにより知り得たお客様の氏名、法人名、住所、電話番号、その他個人を識別することができる情報について、FLIP コンソーシアムのウェブサイト内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとし、お客様の同意を得た以外は第三者に開示しません。

#### 13. (紛失および損傷のリスク)

お客様のチケット番号通知書およびチケット利用状況通知書の紛失および損傷に関するリスクは、お客様が登録したチケット利用者の電子メールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが チケット番号通知書またはチケット利用状況通知書を正常に送信した時点でお客様に移転します。

#### 14. (標準時)

本アンサーサービスチケットに関してお客様と FLIP コンソーシアムとの間で用いる日付および時刻は、日本標準時とします。

#### 15. (その他の条件)

本規約の条項のいずれかについて、適用される法令によって無効となった場合でも、他の条項は引き続き効力を有し、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。

#### 16. (損害賠償および準拠法)

- (1) お客様が本規約のいずれかの条項に違反したために FLIP コンソーシアムが損害を受けた場合、お客様は FLIP コンソーシアムに対し損害賠償の責を負うことがあります。
- (2) 本規約は、法の抵触に関する原則の適用および商品の国際的販売契約に関する国際連合条約にかかわらず日本国の法律を準拠法とします。
- (3) 本規約に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### 17. (本規約の変更)

- (1) FLIP コンソーシアムは、本規約について状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、本規約を変更することができます。また、万一、お客様により本規約に反する行為が発生し、そのような行為を防止するために必要と FLIP コンソーシアムが判断した場合、本アンサーサービスチケットの提供について、変更、制限または廃止等の改定が加えられることがあります。FLIP コンソーシアムが本規約を変更しようとするときは、お客様に対し当該変更内容を電子メールもしくは書面により通知し、またはインターネットその他相当な方法で公表します。
- (2) 前項の変更は、通知又は公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 附 則

(規定日：2024年3月15日)

以上